

一般事業主行動計画の公表について

2005年に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。

次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うための法律です。

この法律に基づき、当社も労働者が仕事と子育てを両立できるような環境を整備する一端を担い、次世代育成支援対策として「一般事業主行動計画」を策定しております。

■当社の取り組み

会社の实情に合った行動計画を策定し、今後も取り組みを行っていきます。

現在は、第3回目の行動計画の目標達成に向けて推進しています。

下記に、行動計画目標と達成に向けた取り組み、計画期間を定めた行動計画書を公表致します。

株式会社ヒガシマル 行動計画

従業員が仕事と家庭を両立させることによって、従業員全員が働きやすい環境を作り、それにより従業員全員の能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間中に年次有給休暇の取得促進を図る。

【対策】

平成27年4月～

・年次有給休暇取得の現状を把握し、計画有給休暇取得の周知・促進を図る。

目標2：ノー残業デーを継続実施する。

【対策】

平成27年4月～

・ノー残業デーの周知・促進を図る。

目標3：小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度の導入を検討する。

【対策】

平成27年4月～

・従業員のニーズを調査・把握し、制度内容を検討する。

